

議案第 32 号

橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立児童館設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第122号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
浦の段児童館	略	浦の段児童館	略
略	略	伏原児童館	橋本市高野口町伏原584番地の4
略	略	略	略
2 きしかみ子ども館に次の附属施設を置く。		2 きしかみ子ども館に次の附属施設を置く。	
名称	位置	名称	位置
略	略	きしかみ子ども館プール	橋本市岸上200番地
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。